



限界集落と実態について

いわゆる「限界集落」については、必

ずしも明確な定義が確立されているわけではありませんが、最初にこの概念を提唱した高知大学名誉教授の大野晃氏は、中山間地域や離島に見られる既存の集落における限界集落は65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超えて、冠婚葬祭を始め田役・道役などの社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている深刻な状況を指摘するために作つた指標と言われています。こういった集落では、集落を維持する労働力を残り半数の青年・壮年層に頼らざるを得ない状況となります。

限界集落には独自の伝統文化や風習が残っている地域もあります。集落の機能を保全すべきといった意見がある一方で、必要な機能を街の中心部に集約するコンパクトシティ化を進めるべきという意見があります。限界集落が増えていくと、その地域だけでなく、市全体に与える影響は多大なものと考えています。集落が消滅すると、住んでいた家や土地は、空き家・空き地になってしまいます。国土の狭い日本で、限りある土地や家屋が誰にも使われなくなることは、資源の有効活用と逆行することになります。空き家の問題は、限界集落の問題に限らず、放置され管理されない家屋が犯罪行為に使われる可能性もあるといった深

刻な社会問題です。

また、限界集落では農林業が主な産業の場合が多く、集落の消滅により、それらの産業が衰退することは確実であります。農業においては、耕地面積の多くが中山間地に存在し、耕作放棄地の増加が進めば、農業生産が衰退します。林業においても、担い手不足により山林の荒廃が深刻となり、山林が放置され山の管理が届かなくなると山林の持つ保水機能が劣化します。限界集落に対して何の手立てもない場合には、行政施策の展開に多くの課題が発生します。電気・ガス等の敷設及び維持管理や集会所等の公共施設等の人口当たりの行政コストが高くなる事は必至であります。限界集落の解消に向け、人口流失の抑制と人口流入の促進のために、中山間での雇用の創出は重要です。新たな就労対策も必要ですが、本市には兼業農家が多く、農業に関する就労対策は深刻であり、主要な収入を安定的に確保する事が大きな課題であります。

①「限界集落」は「高齢化率50%以上、集落戸数19戸以下の集落」、②「危機的集落」は「高齢化率70%以上、集落戸数9戸以下の集落」の二つに区分し定義されています。

この定義により、平成29年の安芸高田市における限界集落及び危機的集落を算出すると、次の表のとおりとなります。

地域名	人口(人)	世帯数(戸)	年少人口比率	生産人口比率	高齢者比率	行政区数	①限界集落	②危機的集落
吉田町	10,737	5,016	12.3	56.3	31.4	125	10	1
八千代町	3,671	1,689	11.3	51.2	37.5	62	10	5
美土里町	2,766	1,140	9.5	46.6	43.9	76	31	3
高宮町	3,426	1,619	8.3	44.5	47.2	82	20	4
甲田町	5,064	2,263	10.9	49.8	39.3	129	26	5
向原町	3,836	1,787	8.3	46.8	44.9	53	12	0
合計	29,500	13,514	10.7	51.0	38.3	527	109	18

※人口・世帯数は平成29年4月1日現在

※年少人口0~14/生産人口15~64/高齢者人口65~

●題字：安芸高田市長 浜田一義